

令和2年8月26日提供

新型コロナウイルス感染症に関する 支援制度ガイドブック

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

(第7版 令和2年8月26日現在)

(住民向け)

●生活資金のこと

生活福祉資金制度による特例貸付（緊急小口資金貸付及び総合支援資金）	4
住居確保給付金	5
母子父子寡婦福祉資金貸付金	6

●県営住宅のこと

県営住宅の家賃減免・徴収猶予	6
県営住宅の一時提供	7

●子どものこと

福島県立高等学校の授業料の減免制度	7
交通遺児への奨学金支給	8
高等教育修学支援新制度による支援	8
（特別）児童扶養手当給付事業	9
ひとり親世帯臨時特別給付金	9

●減免・猶予のこと

県税の猶予制度	10
国税局猶予相談センター	11
運転免許更新の臨時措置	11

(事業者向け)

●労働者のこと

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	12
（労働者に休暇を取得させた事業者向け）	

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金	12
（委託を受けて個人で仕事をする方向け）	

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	13
-------------------------	----

●事業活動のこと

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金	14
新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）（県制度資金）	15
飲食店応援前払利用券発行支援事業	15

生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度	1 6
持続化給付金（中小企業庁）	1 7
雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置）	1 7
新型コロナウイルス対策特別資金（福島県中小企業制度資金）	1 8
新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）	1 9
新型コロナウイルス感染症特別貸付（商工組合中央金庫）	2 0
新型コロナウイルス感染症関連 マル経融資（小規模事業者経営改善資金）	2 1
生活衛生改善貸付 新型コロナウイルス感染症関連	2 2
新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付	2 3
経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）	2 4
福島県信用保証協会における特別保証制度等	2 5
大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業	2 6
公共交通新型コロナウイルス感染防止対策（拡充）事業	2 7
福島県ハイテクプラザ使用料・手数料の免除	2 7
福島県催事等企画・運営支援事業補助金	2 7-2

●農林水産業に関すること

農林漁業者向け支援等情報	2 8
--------------	-----

●建設業に関すること

建設業法に基づく工事現場への配置技術者の要件緩和	2 9
--------------------------	-----

(共 通)

●各種相談に関すること

新型コロナウイルス感染症の感染疑いのある方の相談窓口	3 0
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口	3 0
新型コロナウイルス感染症に関する「こころ」の相談窓口	3 0
福島県社会保険労務士会による無料電話相談	3 1
新型コロナウイルス法律相談全国統一ダイヤル（日本弁護士連合会）	3 1
中小企業のためのひまわりほっとダイヤル（日本弁護士連合会）	3 1
人権相談（法務局）	3 2
女性・男性のための相談	3 2
性暴力等被害救援協力機関 “S A C R A ふくしま”	3 2
女性のための相談支援センター	3 3

D V相談	3 3
外国人住民のための相談	3 4
新型コロナウイルス感染症 多言語相談窓口	3 4
(特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センター)	
子どもに関する相談	3 4
福島県青少年総合相談センター	3 4
ダイヤルSOS、ふくしま24時間子どもSOS	3 5
「こころ」の健康相談	3 5
消費生活相談	3 5
給付金・豪雨関連消費者ホットライン	3 5
消費生活無料法律相談等	3 6
事業資金相談ダイヤル	3 6
中小企業労働相談所	3 6
商工関係事業所相談	3 7
福島県信用保証協会相談窓口	3 7
農林水産業に関する相談窓口	3 8
●その他	
遠隔手話通訳サービス (※福島県聴覚障害者協会実施)	3 9
◎お問い合わせ先一覧	4 0

(住民向け)

●生活資金のこと

制度の名称	生活福祉資金制度による特例貸付（緊急小口資金貸付及び総合支援資金）												
支援の種類	貸付（融資）												
概要	<p>●新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に貸付を行う。 令和2年3月25日（水）より受付開始。</p> <p>主に休業された方向け（緊急小口資金）</p> <table border="1"> <tr> <td>対象者</td><td>新型コロナウイルスの影響による収入減少により、生計維持のため貸付を要する世帯</td></tr> <tr> <td>貸付限度額</td><td>原則10万円、学校等の休業、個人事業主等の特例措置20万円以内</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr> </table> <p>主に失業された方向け（総合支援資金）</p> <table border="1"> <tr> <td>対象者</td><td>新型コロナウイルスの影響による収入減少等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯（原則、自立相談支援事業等による継続的支援が要件）</td></tr> <tr> <td>貸付限度額</td><td>（2人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内（貸付期間原則3ヶ月以内）</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr> </table> <p>●東北労働金庫において個人向け緊急小口資金の特例貸付に係る貸付申請の受付開始 令和2年4月30日（木）より東北労働金庫において貸付申請の受付を開始しました。 詳細は東北労働金庫のホームページをご覧ください。 なお、申請書類は最寄りの東北労働金庫店舗へ電話、もしくは東北労働金庫ホームページ（資料請求フォーム）より請求いただき、返信用封筒にて返送ください。</p> <p>●日本郵便において個人向け緊急小口資金の特例貸付に係る貸付申請の受付開始 令和2年5月28日（木）より郵便局において貸付申請の受付を開始します（平日のみ）。 取扱郵便局等詳細は日本郵便のホームページをご覧ください。 また、申請の際は、上記HPに掲載されている申請書類全てをダウンロードのうえ、記入例に基づきご記入いただき、取扱郵便局の窓口にご持参ください。</p> <p>●このほか、生活福祉資金には、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、福島県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。</p>	対象者	新型コロナウイルスの影響による収入減少により、生計維持のため貸付を要する世帯	貸付限度額	原則10万円、学校等の休業、個人事業主等の特例措置20万円以内	貸付利率	無利子	対象者	新型コロナウイルスの影響による収入減少等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯（原則、自立相談支援事業等による継続的支援が要件）	貸付限度額	（2人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内（貸付期間原則3ヶ月以内）	貸付利率	無利子
対象者	新型コロナウイルスの影響による収入減少により、生計維持のため貸付を要する世帯												
貸付限度額	原則10万円、学校等の休業、個人事業主等の特例措置20万円以内												
貸付利率	無利子												
対象者	新型コロナウイルスの影響による収入減少等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯（原則、自立相談支援事業等による継続的支援が要件）												
貸付限度額	（2人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内（貸付期間原則3ヶ月以内）												
貸付利率	無利子												
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を要する方 ・失業等により生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を要する方 												
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・お住まいの市町村の社会福祉協議会 ・福島県社会福祉協議会 電話：024-523-1250（直通） 												

制度の名称	住居確保給付金
支援の種類	給付金
概要	離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれがある方に対し、家賃相当分（上限有り）の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。
活用できる方	<p>住居確保給付金の支給対象となるのは、次の（1）～（8）のいずれにも該当する方</p> <p>(1) 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失したまたは住居を喪失するおそれがあること。</p> <p>(2) イ) 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること。 ロ) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況にあること。</p> <p>(3) 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた方であること。</p> <p>(4) 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額が、「基準額（※1）」に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること。</p> <p>(5) 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の所有する金融資産の合計額が、基準額の6倍（ただし100万円が上限）以下であること。</p> <p>(6) 公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）に求職の申し込みをし※2、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。</p> <p>(7) 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていること。</p> <p>(8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員ではないこと。</p> <p>（※1）「基準額」とは、市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額の収入の1/2分の1をいいます。</p> <p>（※2） 4月30日より、当面の間、ハローワークの申込み不要とする。</p>
お問い合わせ	・福島県内の自立相談支援機関 相談窓口一覧（令和2年4月1日現在） http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/393648.pdf

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金				
支援の種類	貸付				
概要	<p>●新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所や 学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより、保護者の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたす場合においては、母子父子寡婦福祉資金貸付金における、生活資金（生活安定貸付期間及び失業貸付期間に係る貸付）の活用が可能です。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>月額105,000円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table>	貸付限度額	月額105,000円	貸付利率	無利子
貸付限度額	月額105,000円				
貸付利率	無利子				
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●母子（父子）福祉資金 <ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子（男子） ・20歳未満の父母のない児童 ・配偶者のいない女子（男子）が扶養している児童 ●寡婦福祉資金 <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭で子どもが成人した母親など 				
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県保健福祉事務所または児童家庭課 電話：024-521-7176（直通） ・お住まいの市町村の担当課 				

●県営住宅に関すること

制度の名称	県営住宅の家賃減免・徴収猶予
支援の種類	家賃の減免・徴収猶予
概要	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、収入が著しく減少したため、県営住宅家賃の支払いが困難な方について、家賃の減免・徴収猶予を行います。
活用できる方	新型コロナウイルス感染症拡大により転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者（非課税所得を含めた収入が月額61,500円以下の者）又は現状の家賃を支払うことが困難であると認められる入居者
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●お住まいの県営住宅が立地する地区の県建設事務所へお問い合わせください。 ・県北地区 県北建設事務所 行政課 電話：024-521-2498 ・県中地区 県中建設事務所 行政課 電話：024-935-1427 ・県南地区 県南建設事務所 行政課 電話：0248-23-1613 ・会津地区 会津若松建設事務所 行政課 電話：0242-29-5427 ・会津地区 喜多方建設事務所 行政課 電話：0241-24-5713 ・相双地区 相双建設事務所 行政課 電話：0244-26-1207 ・いわき地区 いわき建設事務所 行政課 電話：0246-24-6109

制度の名称	県営住宅の一時提供							
支援の種類	住宅の提供							
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居からの退去を余儀なくされた方に対し、県営住宅の空き戸を一時提供します。 ・使用期間 原則6ヵ月間 ・使用料 一時提供する戸で定められた最低家賃の1／2の額 (駐車場使用料、敷金、保証金は免除) ・その他 単身入居可。収入要件は問わない。 							
活用できる方	新型コロナウイルス感染症拡大とともに解雇や雇い止めにより、社員寮、社宅、住居手当等により居住可能だった住居などの住居からの退去を余儀なくされた方							
お問い合わせ	<p>●一時提供を希望される地区の県建設事務所へお問い合わせください。</p> <table> <tbody> <tr> <td>・県北地区 県北建設事務所 行政課 電話：024-521-2498</td> </tr> <tr> <td>・県中地区 県中建設事務所 行政課 電話：024-935-1427</td> </tr> <tr> <td>・県南地区 県南建設事務所 行政課 電話：0248-23-1613</td> </tr> <tr> <td>・会津地区 会津若松建設事務所 行政課 電話：0242-29-5427</td> </tr> <tr> <td>・会津地区 喜多方建設事務所 行政課 電話：0241-24-5713</td> </tr> <tr> <td>・相双地区 相双建設事務所 行政課 電話：0244-26-1207</td> </tr> <tr> <td>・いわき地区 いわき建設事務所 行政課 電話：0246-24-6109</td> </tr> </tbody> </table>	・県北地区 県北建設事務所 行政課 電話：024-521-2498	・県中地区 県中建設事務所 行政課 電話：024-935-1427	・県南地区 県南建設事務所 行政課 電話：0248-23-1613	・会津地区 会津若松建設事務所 行政課 電話：0242-29-5427	・会津地区 喜多方建設事務所 行政課 電話：0241-24-5713	・相双地区 相双建設事務所 行政課 電話：0244-26-1207	・いわき地区 いわき建設事務所 行政課 電話：0246-24-6109
・県北地区 県北建設事務所 行政課 電話：024-521-2498								
・県中地区 県中建設事務所 行政課 電話：024-935-1427								
・県南地区 県南建設事務所 行政課 電話：0248-23-1613								
・会津地区 会津若松建設事務所 行政課 電話：0242-29-5427								
・会津地区 喜多方建設事務所 行政課 電話：0241-24-5713								
・相双地区 相双建設事務所 行政課 電話：0244-26-1207								
・いわき地区 いわき建設事務所 行政課 電話：0246-24-6109								

●子どもに関するこ

制度の名称	福島県立高等学校の授業料の減免制度
支援の種類	減免
概要	<p>●修学意欲のある生徒が経済的理由により教育の機会が失われないように、次の要件に該当する場合、県立高校の授業料を免除する。</p> <p>※原則として「高等学校等就学支援金制度」が適用されますので、授業料の免除については、「高等学校等就学支援金制度」の対象とならない生徒のみが申請対象です。家計の急変などにより授業料の納入が困難になった場合は、減免制度の対象となることがあります。</p> <p>(1)保護者が生活保護を受けている場合（専攻科に在学する者以外） (2)保護者が天災、火災、その他の災害により著しく損害を受けた場合 (3)保護者の失職、転職により家計が急変した場合</p> <p>●免除額 授業料額と同額</p>
活用できる方	(1)～(3)の要件のいずれかに該当し、かつ授業料の納入が困難であると認められる生徒
お問い合わせ	<p>●生徒の在籍している県立高等学校 ●福島県教育庁財務課 電話：024-521-7754</p>

制度の名称	交通遺児への奨学金支給
支援の種類	給付
概要	<p>●福島県交通遺児奨学基金協会では、交通事故の災禍により父母等の保護者を失った、福島県内に居住する児童・生徒（小・中学生、高校生）の健全な育成に寄与することを目的に、奨学金の支給などの各種事業を行っております。</p> <p>●令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大による影響を踏まえ、小・中学生、高校生に毎年支給する奨学金とは別に一律5万円の一時金を支給します（一時金に限り、令和2年3月高校卒業者も対象となります）。</p>
活用できる方	<p>●県内の小・中学生、高校生で、次のいずれかに該当する方が支援対象となります。</p> <p>(1) 父母（養父母も含む）又はそのいずれかが交通事故により死亡した者 ※ただし、次の場合は該当となりません。 1 父または母が交通遺児を伴って再婚（事実婚も含む）しているとき 2 父母の死後、養子縁組により養父母（事実婚も含む）がいるとき</p> <p>(2) 父母の死後、三親等内の親族に扶養されていた者で、その親族が交通事故により死亡したもの。</p> <p>(3) 父母若しくはそのいずれか、又は父母が死亡した後扶養していた三親等以内の親族が、交通事故により重度の後遺障がいを負い、その後遺障がいの程度が自動車損害賠償保障法施行令別表第一の第1級から第2級又は別表第二の第1級から第3級に該当し、現に扶養関係のある者。</p> <p>※ご不明な点があれば、事務局にお問い合わせください。</p>
お問い合わせ	<p>●事務局 福島県生活交通課 電話 024-521-7158（直通） 電子メール koutsuu@pref.fukushima.lg.jp</p>

制度の名称	高等教育修学支援新制度による支援
支援の種類	福島県公立大学法人に対する授業料減免
概要	<p>1 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて、下記の事由のいずれかにより家計が急変した学生がいる世帯へ支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者の方（又は両方）が死亡 ・生計維持者の方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難 ・生計維持者の方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る） ・生計維持者の方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入が大きく減少 ・自分のアルバイトなどの収入が減少したため、新たに支援を受けたい。 <p>2 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料・入学金の減免 + 給付型奨学金の支給 ・貸与型奨学金（無利子・有利子） <p>詳しい支援内容や手続きなどは「お問い合わせ」先へお願いします。</p>
活用できる方	新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した学生等
お問い合わせ	<p>【奨学金】日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301 【授業料・入学金】公立大学法人福島県立医科大学教育研修支援課 024-547-1111（代） 【授業料・入学金】公立大学法人会津大学学生課 0242-37-2500（代）</p>

制度の名称	(特別) 児童扶養手当給付事業
支援の種類	給付
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●特別児童扶養手当及び児童扶養手当を受給するにあたり、必要となる届出を、感染者等との接触の機会を減らす等の理由から、外出を控えたことにより遅れて提出した場合、「やむを得ない理由」該当するものと取り扱い、弾力的な対応を行う。 ●特別児童扶養手当の有期認定に必要な診断書の提出期限が、令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間に到来する受給資格者については、新型コロナウイルス感染症対策による外出自粓や医療機関の状況等を踏まえ、提出期限を1年延長する。なお、障がいの程度が悪化した場合には、診断書を添えて手当の増額改定請求を行うことができる。
活用できる方	特別児童扶養手当及び児童扶養手当の受給者
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県児童家庭課 024-521-7176 ●各市町村(特別)児童扶養手当窓口

制度の名称	ひとり親世帯臨時特別給付金
支援の種類	給付金
概要	<p>子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯においては、新型コロナウイルス感染症の影響により特に大きな困難が生じていることから、臨時特別給付金を支給するものです。</p> <p>※児童扶養手当と同様、市にお住まいの方は市へ、町村にお住まいの方は町村へ申請してください。 ただし、下記基本給付(1)については申請不要です。</p> <p>■基本給付 ・以下(1)～(3)のいずれかに該当する方が対象となります。 (1) 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方 (2) 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変する等、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方</p> <p>・給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円</p> <p>■追加給付 ・上記、基本給付(1)または(2)に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した方</p> <p>・給付額 1世帯5万円</p>
活用できる方	上記のとおり

お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ■厚生労働省 ひとり親世帯臨時特別給付金 コールセンター 電話番号：0120-400-903（受付時間 平日 9 時から 18 時まで） ■お住まいの市町村の児童扶養手当担当課 ■県児童家庭課 家庭・給付担当 電話番号：024-521-7176 http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035a/
--------	--

●減免・猶予に関すること

制度の名称	県税の猶予制度														
支援の種類	徴収の猶予														
概要	<p>●徴収の猶予（特例制度）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少した方を対象とした特例による徴収猶予の制度があります。</p> <p>※令和2年2月1日から翌年1月31日までに納期限が到来するほぼ全ての県税が対象です。</p> <p>※納期限までに申請する必要があります。</p> <p>※担保不要・延滞金もかかりません。</p> <p>※猶予される期間は1年以内です。</p> <p>●徴収の猶予（一般）</p> <p>新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患した場合や、災害により財産に相当な損失が生じた場合（具体例 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合など）など、一定のケースに該当する場合は、一般的徴収猶予の制度があります。</p> <p>※申請する必要があります。</p> <p>※原則として担保が必要です。</p> <p>※猶予される期間は1年以内（事情により最高2年まで）です。</p>														
活用できる方	県税の納税義務者又は納入義務者														
お問い合わせ	<p>【最寄りの地方振興局県税部】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">○県北地方振興局県税部</td> <td style="width: 85%;">：024-521-2682</td> </tr> <tr> <td>○県中地方振興局県税部</td> <td>：024-935-1241</td> </tr> <tr> <td>○県南地方振興局県税部</td> <td>：0248-23-1514</td> </tr> <tr> <td>○会津地方振興局県税部</td> <td>：0242-29-5241</td> </tr> <tr> <td>○南会津地方振興局県税部</td> <td>：0241-62-5212</td> </tr> <tr> <td>○相双地方振興局県税部</td> <td>：0244-26-1124</td> </tr> <tr> <td>○いわき地方振興局県税部</td> <td>：0246-24-6030</td> </tr> </table>	○県北地方振興局県税部	：024-521-2682	○県中地方振興局県税部	：024-935-1241	○県南地方振興局県税部	：0248-23-1514	○会津地方振興局県税部	：0242-29-5241	○南会津地方振興局県税部	：0241-62-5212	○相双地方振興局県税部	：0244-26-1124	○いわき地方振興局県税部	：0246-24-6030
○県北地方振興局県税部	：024-521-2682														
○県中地方振興局県税部	：024-935-1241														
○県南地方振興局県税部	：0248-23-1514														
○会津地方振興局県税部	：0242-29-5241														
○南会津地方振興局県税部	：0241-62-5212														
○相双地方振興局県税部	：0244-26-1124														
○いわき地方振興局県税部	：0246-24-6030														

相談窓口名	国税局猶予相談センター
相談内容、概要等	<p>●国税局猶予相談センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な方からの、猶予制度に関する質問や相談を専門にお受けしています。</p> <p>【受付時間】9：00～17：00（土日祝日を除く。）</p> <p>※国税局猶予相談センターでは、猶予申請書等の提出は受け付けておりませんので、猶予申請書等は所轄の税務署への提出をお願いいたします。</p> <p>なお、税務署の窓口混雑を防止するため、猶予申請は、なるべくe-Taxによる電子申請や郵送による提出をお願いします。</p>
お問い合わせ	●仙台国税局 022-204-5937

制度の名称	運転免許更新の臨時措置
支援の種類	更新期間の延長
概要	●下記対象の方が、更新期間の末日までに免許センターまたは警察署（分庁舎）において更新手続開始申請書を提出することにより、更新期間の末日から3か月間運転及び更新可能期間が延長されます。
活用できる方	運転免許有効期間の末日が令和2年3月13日から9月30日までの間の運転免許証をお持ちの方
お問い合わせ	●福島運転免許センター 電話：024-591-4381（平日8:30～17:00）

(事業者向け)

●労働者に関すること

制度の名称	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (労働者に休暇を取得させた事業者向け)
支援の種類	助成金
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年2月27日から9月30日までの間に、 <ul style="list-style-type: none"> ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業等をした小学校などに通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対し、助成金を支給する。 <p>■助成内容 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額※×10／10 (※対象労働者1人につき、各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円を上限（4月1日以降に取得した休暇は15,000円を上限））×有給休暇の日数)</p> <p>■申請 令和2年12月28日まで</p> <p>■支給要件 支給要件の詳細や具体的な手続きは、厚生労働省ホームページにてご確認ください。</p>
活用できる方	上記により有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●フリーダイヤル（コールセンター） 電話：0120-60-3999 ※土日・祝日含む（受付時間：9時～21時） ●申請書類等の様式及び申請書の提出先については、厚生労働省ホームページをご覧ください。 「新型コロナ 休暇支援」で検索できます。

制度の名称	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)
支援の種類	支援金
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年2月27日から9月30日までの間に、保護者であって <ul style="list-style-type: none"> ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休むことが適当と認められる子どもの世話をを行う必要があり、小学校等の臨時休業等の前に、業務委託契約等を締結している方で、小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったことに該当する方が対象。（春休みなど、小学校等が開校する予定のなかった日等を除く。） <p>■支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年2月27日から3月31日までの間において、 <u>就業できなかつた日について、1日当たり4,100円（定額）</u> ○令和2年4月1日から9月30日までの間において、 <u>就業できなかつた日について、1日当たり7,500円（定額）</u> <p>■申請 令和2年12月28日まで</p> <p>■その他 支給要件の詳細や具体的な手続きは、厚生労働省ホームページにてご確認ください。</p>
活用できる方	上記のすべてに該当する、業務委託契約等を締結して個人で仕事をする方

お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談センター」 電話：0120-60-3999 ※土日・祝日含む（受付時間：9時～21時） ●申請書類等の様式及び申請書の提出先については、厚生労働省ホームページをご覧ください。 「臨時休業 個人委託」で検索できます。
--------	---

制度の名称	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
支援の種類	支援金・給付金
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により中小事業主に雇用される労働者が事業主の指示により休業し、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかつた方に対して、当該労働者の申請により支給。 ■制度概要 主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,00円）を、休業実績に応じて支給。 <ul style="list-style-type: none"> ① 令和2年4月1日から9月30までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者 ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方 ■申請方法等 申請書及び申請に当たって必要な添付書類、具体的な手続き等につきましては、厚生労働省ホームページにてご確認ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険に加入していない学生アルバイトの方であっても、給付金の対象となります。 ・事業主の協力を得て申請書類を作成します。 <p>協力が得られない場合の対応等については、「要件確認書」備考欄等をご確認ください。</p> <p>※複数事業所の休業について申請する場合、複数事業所分の情報をまとめて申請する必要がありますので、ご注意ください。（1つの事業所の分の申請をした期間については、その申請以外全て無効となります。）</p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ■事業主の指示により休業した中小事業主の労働者
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーダイヤル（センター） 電話：0120-221-276 (受付時間：月から金 8:30~20:00、土日祝 8:30~17:15) ・申請書類等の様式及び申請書の提出先については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

●事業活動のこと

制度の名称	福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金
支援の種類	給付金
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等により大きな影響を受け、売上が大幅に減少している事業者に対し、解除後に向けた準備等に要する経費を支援 ●交付額 10万円（定額） ●申請に必要な書類（予定） <ul style="list-style-type: none"> ○給付金申請書 ○事業活動がわかる書面（ホームページやチラシ、パンフレット、営業許可証等の写し等） ○振込先の通帳の写し ○（個人事業主の場合）本人確認の書類 【国の持続化給付金の交付を受けた場合】 ○国の持続化給付金の交付を受けたことがわかる書面 【国の持続化給付金の交付を受けていない場合（今後受ける予定がある場合を含む）】 ○2020年4月期又は5月期の売上が対前年同月比50%以上減少したことがわかる書面 <p>申請受付期間 令和2年6月17日（水）から令和2年9月30日（水）まで</p>
活用できる方	<p>県内の中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等</p> <p>次の「ア」又は「イ」のいずれかに該当し、「ウ」から「オ」までの要件を全て満たすこと。</p> <p>ア 令和2年（2020年）4月期又は5月期の売上が対前年同月比50%以上減少したことを理由として国の持続化給付金の交付を受けていること。</p> <p>イ 令和2年（2020年）4月期又は5月期の売上が前年同月比50%以上減少しており、給付金申請時点において国の持続化給付金の対象者要件を満たすこと。</p> <p>ウ 国が示した「新しい生活様式」への対応など感染防止策に取り組んでいること。</p> <p>エ 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を受けていないこと。</p> <p>オ 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付対象施設を営む事業者ではないこと。</p>
お問い合わせ	<p>福島県休業協力金センター 024-521-8575（土日祝日含む 9時30分～17時30分） HP : http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyuufukin.html</p> 

制度の名称	新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）（県制度資金）														
支援の種類	貸付（融資）														
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りを支援する融資制度 <p>(1) 対象者</p> <table border="1"> <tr> <td>売上高等減少</td> <td>利子補給</td> <td>保証料</td> </tr> <tr> <td>①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）▲5%以上</td> <td>3年間100%</td> <td>事業者負担ゼロ</td> </tr> <tr> <td>②小・中規模事業者（上記を除く）▲5%以上</td> <td>3年間100%(県)</td> <td>事業者負担1/2</td> </tr> <tr> <td>③小・中規模事業者（上記を除く）▲15%以上</td> <td>3年間100%</td> <td>事業者負担ゼロ</td> </tr> </table>			売上高等減少	利子補給	保証料	①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）▲5%以上	3年間100%	事業者負担ゼロ	②小・中規模事業者（上記を除く）▲5%以上	3年間100%(県)	事業者負担1/2	③小・中規模事業者（上記を除く）▲15%以上	3年間100%	事業者負担ゼロ
売上高等減少	利子補給	保証料													
①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）▲5%以上	3年間100%	事業者負担ゼロ													
②小・中規模事業者（上記を除く）▲5%以上	3年間100%(県)	事業者負担1/2													
③小・中規模事業者（上記を除く）▲15%以上	3年間100%	事業者負担ゼロ													
<p>(2) 融資条件</p> <p>融資限度額 4,000万円 融資期間 10年以内（据置期間 5年以内） 融資利率 固定 年1.5% 上記（1）の要件を満たした場合、3年間無利子 保証料率 0.85% 必ず信用保証協会の保証付きとなります。 上記（1）の要件を満たした場合、全期間保証料ゼロ ただし、上記（1）②の場合は、全期間保証料1/2</p>															
<p>(3) 実施期間 令和2年5月1日から12月31日受付分まで</p>															
<ul style="list-style-type: none"> ●上記（1）のとおり売上高等が減少していることを市町村長が認定した中小企業者（県内に事業所等を有するものに限る） 															
<ul style="list-style-type: none"> ●県内の銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫 															

制度の名称	飲食店応援前払利用券発行支援事業		
支援の種類	利用券助成		
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用が落ち込んでいる飲食店の当面の事業資金確保を支援するため、飲食店のプレミアム付前払利用券「がんばる地元（おらほ）の飲食店応援（エール）券」を発行し、助成する。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用券 <p>個人事業主 額面1,000円に対して20%のプレミアム分上乗せ 法人事業者 額面1,000円に対して10%のプレミアム分上乗せ</p> 		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用券配布上限枚数 <p>個人事業主 店舗数×1,800枚 法人事業者 店舗数×3,600枚</p> 		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 取扱店募集期限 令和2年12月末日 ※ただし、申込先の商工会・商工会議所により異なる場合があります。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用券販売期限及び利用期限 令和3年1月31日 		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食業を経営する個人事業主または法人事業者 なお、当該事業に参加を希望する飲食事業者は、所在する地域の商工会及び商工会議所を通じて、申込みが必要 		

お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県商工総務課 最寄りの商工会または商工会議所
--------	--

制 度 の 名 称	生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度
支 援 の 種 類	貸付（融資）
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業者に対し、必要とする設備資金及び運転資金の貸付を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 6,000万円以内 ・貸付利率 貸付後3年間は基準利率(※) - 0.9% (※)基準利率は日本政策金融公庫にお問い合わせください。 ・担 保 担保は徴しない。 ・保証人 次の場合保証人を徴しない。 <ul style="list-style-type: none"> ①法人と経営責任者の一体性の解消が一定程度図られていることについて、公庫が確認できること。 ②債務超過でないこと。
活 用 で き る 方	<p>生活衛生関係営業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれにも該当するもの</p> <p>(1)最近1ヶ月間の売上高が前年又は前々年の同期に比較して5%以上減少していること又はこれと同様の状況にあること</p> <p>(2)中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること</p>
お 問 い 合 わ セ	<ul style="list-style-type: none"> ●日本政策金融公庫福島支店 電話：024-522-9241（中小企業事業）

制度の名称	持続化給付金（中小企業庁）
支援の種類	給付金
概要	<p>●感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。</p> <p>【給付対象者】 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者</p> <p>【給付額】 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月) ※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。</p> <p>※本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに、経済産業省HP等で公表します。</p>
お問い合わせ	<p>●持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 受付：平日・休日 8時30分～19時</p>

制度の名称	雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置）
支援の種類	助成金
概要	<p>●経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応期間】</p> <p>■適用期間 休業等の初日が令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間に適用</p> <p>■対象労働者 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6ヶ月未満の労働者についても助成。 なお、令和2年4月1日から令和2年9月30日までの「緊急対応期間」においては、雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める。</p> <p>■助成率 中小企業 2/3、大企業 1/2 (※いずれも上限があります。) 「緊急対応期間」においては、中小企業 4/5、大企業 2/3 (解雇等を行わない場合は、中小企業 10/10、大企業 3/4)</p> <p>■支給要件等 その他、支給にあたって要件があります。詳細については下記までお問い合わせください。 ※ 受給額の上限が引き上げられたことにより、支給申請がお済みの事業主の方で、過去の休業手当を見直し（増額し）従業員に対し、追加で休業手当の増額分を支給した事業主の方は、追加支給の手続きが「必要」ですので、下記へお問い合わせください。</p>
活用できる方	<p>■雇用保険適用事業主であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象（その他の支給要件があります。詳しくは下記までお問い合わせください。）</p>
お問い合わせ	<p>●福島労働局職業安定部職業対策課 電話：024-529-5409 (直通)</p> <p>●お近くのハローワーク</p>

制度の名称	新型コロナウイルス対策特別資金（福島県中小企業制度資金）
支援の種類	貸付（融資）
概要	<p>● 対象者：県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。）であり、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく中小企業者であると認められた者。（危機関連保証） 県内に事業所を有する中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の流行に起因して、事業活動に影響を受けた後、原則として以下の①、②の要件を満たすもの。 <u>売上高の減少について市町村長の認定が必要。</u> ② 最近1カ月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少していること ②その後2カ月を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。（セーフティネット保証4号） 上記売上高等の減少が20%以上の場合、セーフティネット保証4号に該当し、セーフティネットの利用も可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 融資限度 運転資金、設備資金 8,000万円（併用時は8,000万円限度） ■ 融資期間 10年以内（うち据置1年以内） ■ 融資利率 固定 年1.5%以内 ■ 保証料率 必ず信用保証協会の保証付きとなります。 年0.5%（責任共有制度対象外100%保証） ■ 担保 審査により必要になる場合があります。 ■ 保証人 法人は原則として1名以上、個人は必要により（原則第三者保証人は不要） ■ 取扱期間 令和2年4月1日より令和3年3月31日融資実行分まで ※セーフティネット保証4号及び危機関連保証の取り扱いが終了次第、本資金の取り扱いも終了となります。 <p>（注）融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● 【融資の申込・相談】県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金） ● 【制度内容の照会】福島県経営金融課 電話：024-521-7288

制度の名称	新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）									
支援の種類	貸付（融資）									
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業・小規模事業者に対しての融資制度です。 ●日本政策金融公庫の場合の貸付限度額・償還期間は次のとおりです。詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。 <p>○国民生活事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">貸付限度額</td> <td style="padding: 2px;">別枠で6,000万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">償還期間</td> <td style="padding: 2px;">設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）</td> </tr> </table> <p>○中小企業事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">貸付限度額</td> <td style="padding: 2px;">別枠で3億円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">償還期間</td> <td style="padding: 2px;">設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●実質的な無利子化融資とは、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、ご返済いただいた利子について、公庫以外の実施機関から利子補給を受けることで、お客様のご負担される利子が実質的に無利子になるというものです。 特別利子補給制度の具体的な手続や実施機関などは、中小企業庁HP等により公表されるまで今しばらくお待ちください。 		貸付限度額	別枠で6,000万円	償還期間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）	貸付限度額	別枠で3億円	償還期間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）
貸付限度額	別枠で6,000万円									
償還期間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）									
貸付限度額	別枠で3億円									
償還期間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）									
活用できる方	中小企業・小規模事業者									
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●国民生活事業 日本政策金融公庫 福島支店 024-523-2341 郡山支店 024-923-7140 会津若松支店 0242-27-3120 いわき支店 0246-25-7251 ●中小企業事業 日本政策金融公庫 福島支店 024-522-9241 									

制 度 の 名 称	新型コロナウイルス感染症特別貸付（商工組合中央金庫）								
支 援 の 種 類	貸付（融資）								
制 度 の 内 容	<p>●新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中堅企業・中小企業に対しての融資制度です。</p> <p>●商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。</p> <p>○中小企業向け制度</p> <table border="1"> <tr> <td>貸 付 限 度 額</td><td>元高：20億円以内 残高：3億円以内</td></tr> <tr> <td>償 返 期 間</td><td>設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）</td></tr> </table> <p>○中堅企業向け制度</p> <table border="1"> <tr> <td>貸 付 限 度 額</td><td>定めなし</td></tr> <tr> <td>償 返 期 間</td><td>設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）</td></tr> </table> <p>●「特別利子補給制度」により当初3年間は、金利0%となるまでの利子補給を受けることができます。（4年目以降はこの利子補給はありません。） 利子補給金の請求に係る具体的な手続きや、利子補給金をお客様にお返しする方法等の詳細については、中小企業庁HP等で公表されるまで、今しばらくお待ちください。</p>	貸 付 限 度 額	元高：20億円以内 残高：3億円以内	償 返 期 間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）	貸 付 限 度 額	定めなし	償 返 期 間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）
貸 付 限 度 額	元高：20億円以内 残高：3億円以内								
償 返 期 間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）								
貸 付 限 度 額	定めなし								
償 返 期 間	設備資金20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）								
活用できる方	中堅企業・中小企業								
お問い合わせ	●商工組合中央金庫 福島支店 024-526-1201 会津若松営業所 0242-26217								

制 度 の 名 称	新型コロナウイルス感染症関連 マル経融資（小規模事業者経営改善資金）
支 援 の 種 類	貸付（融資）
概 要	<p>●商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。</p> <p><融資限度額> 通常の融資額 + 別枠1,000万円</p> <p><利率> 【当初3年間】 特別利率F – 0.9%（別枠の1,000万円以内）（注） 【4年目以降】 特別利率F</p> <p><返済期間（うち据置期間）> 設備資金10年以内（4年以内（別枠の1,000万円以内）） 運転資金 7年以内（3年以内（別枠の1,000万円以内））</p> <p>（注）1 「特別利率F-0.9%」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率-0.9%」の適用限度額に含まれます。 2 一部の対象者については、特別利率F-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間が実質無利子となる予定です。</p>
活 用 で き る 方	<p>●新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方</p> <p>※商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けており、商工会議所等の長の推薦が必要です。</p>
お 問 い 合 わ せ	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫 福島支店 024-523-2341 　　郡山支店 024-923-7140 　　会津若松支店 0242-27-3120 　　いわき支店 0246-25-7251

制 度 の 名 称	生活衛生改善貸付 新型コロナウイルス感染症関連
支 援 の 種 類	貸付（融資）
概 要	<p>●生活衛生改善貸付（生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付）は、生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。</p> <p><融資限度額> 通常のご融資額 + 別枠1,000万円</p> <p><利率> 【当初3年間】特別利率F-0.9%（別枠の1,000万円以内）（注） 【4年目以降】特別利率F (注) 1 「特別利率F-0.9%」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率-0.9%」の適用限度額に含まれます。 2 一部の対象者については、特別利率F-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間が実質無利子となる予定です。</p> <p><ご返済期間（うち据置期間）> 設備資金10年以内（4年以内（別枠の1,000万円以内）） 運転資金 7年以内（3年以内（別枠の1,000万円以内））</p>
活 用 で き る 方	●新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上が前年または前々年同期と比較して5%以上減少している方
お 問 い 合 わ セ	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫 福島支店 024-523-2341 　　郡山支店 024-923-7140 　　会津若松支店 0242-27-3120 　　いわき支店 0246-25-7251

制 度 の 名 称	新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付
支 援 の 種 類	貸付（融資）
概 要	<p>●感染症または食中毒の発生による衛生環境の著しい変化（衛生環境の激変）に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るための特別貸付制度です。</p> <p>一時的な業況悪化により支障を来している生活衛生関係営業者の経営を安定させるために必要な運転資金にお使いいただけます。</p> <p><融資限度額></p> <p>【旅館業】別枠3,000万円</p> <p>【飲食店営業および喫茶店営業】別枠1,000万円</p> <p><利率></p> <p>基準利率</p> <p>ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は、[特別利率C]</p> <p><ご返済期間（うち据置期間）></p> <p>7年以内（2年以内）</p> <p><取扱期間></p> <p>令和2年2月21日から令和2年8月31日まで</p>
活用できる方	<p>●新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方</p> <p>1 次のいずれかに該当し、かつ、今後も売上高減少が見込まれること</p> <p>(1) 最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少していること</p> <p>(2) 業歴3ヵ月以上1年未満の場合は、最近1ヵ月の売上高が過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の売上高の平均額に比較して10%以上減少していること</p> <p>2 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫 福島支店 024-523-2341 　　郡山支店 024-923-7140 　　会津若松支店 0242-27-3120 　　いわき支店 0246-25-7251

制度の名称	経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）														
支援の種類	貸付（融資）														
概要	<p>●社会的、経済的環境の変化など外的要因により、一時的に、売上の減少など業況悪化を来しているが、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を支援します。</p> <p>社会的な要因などにより企業維持上緊急に必要な設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な長期運転資金にお使いいただけます。</p>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国民生活事業</th> <th>中小企業事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資限度額</td> <td>4,800万円</td> <td>直接貸付 7億2千万円</td> </tr> <tr> <td>利 率</td> <td>基準利率</td> <td>基準利率（長期運転資金に限り、上限3%） ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。</td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td>設備資金 15年以内 <うち据置期間3年以内> 運転資金 8年以内 <うち据置期間3年以内></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				国民生活事業	中小企業事業	融資限度額	4,800万円	直接貸付 7億2千万円	利 率	基準利率	基準利率（長期運転資金に限り、上限3%） ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	返済期間	設備資金 15年以内 <うち据置期間3年以内> 運転資金 8年以内 <うち据置期間3年以内>	
	国民生活事業	中小企業事業													
融資限度額	4,800万円	直接貸付 7億2千万円													
利 率	基準利率	基準利率（長期運転資金に限り、上限3%） ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。													
返済期間	設備資金 15年以内 <うち据置期間3年以内> 運転資金 8年以内 <うち据置期間3年以内>														
活用できる方	<p>●社会的、経済的環境の変化など外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来しているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方で、次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少している方 2 最近3ヵ月の売上高が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方 3 最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比し悪化している方 4 最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化などにより0.1ヵ月以上悪化している方 5 社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方 6 最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方 7 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金および任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している方 8 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上ある方 														
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活事業 日本政策金融公庫 福島支店 024-523-2341 郡山支店 024-923-7140 会津若松支店 0242-27-3120 いわき支店 0246-25-7251 ・中小企業事業 日本政策金融公庫 福島支店 024-522-9241 														

制度の名称	福島県信用保証協会における特別保証制度等																																																										
支援の種類	貸付（融資）																																																										
	<p>●主な国制度融資一覧 コロナウィルス感染症関連の主な国の制度融資は下記のとおりです。 売上等の減少度合いによりご利用いただける制度が異なりますのでご注意ください。</p> <table border="1"> <tr> <td>売上高等 減少率</td><td>20%以上</td><td>15%以上</td><td>5%以上</td><td></td></tr> <tr> <td>制度名称</td><td>セーフティネット保証4号 (略称: SN4号)</td><td>危機関連保証 (略称: 危機関連)</td><td>セーフティネット保証5号 (略称: SN5号)</td><td></td></tr> <tr> <td>融資限度額</td><td>2億8,000万円</td><td>2億8,000万円</td><td>2億8,000万円</td><td></td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>運転10年以内 設備20年以内</td><td>10年以内 (うち据置期間2年以内)</td><td>運転10年以内 設備20年以内</td><td></td></tr> <tr> <td>融資利率</td><td colspan="4">金融機関所定利率</td></tr> <tr> <td>信用保証料率</td><td colspan="2">年0.80%</td><td colspan="3" rowspan="5">年0.75%</td></tr> <tr> <td>連帯保証人</td><td colspan="5">法人は原則代表者のみ、個人は原則不要</td></tr> <tr> <td>担保</td><td colspan="5">必要に応じ</td></tr> <tr> <td>必要書類</td><td colspan="5">売上等減少に関する市町村長の認定が必要になります。</td></tr> </table>					売上高等 減少率	20%以上	15%以上	5%以上		制度名称	セーフティネット保証4号 (略称: SN4号)	危機関連保証 (略称: 危機関連)	セーフティネット保証5号 (略称: SN5号)		融資限度額	2億8,000万円	2億8,000万円	2億8,000万円		融資期間	運転10年以内 設備20年以内	10年以内 (うち据置期間2年以内)	運転10年以内 設備20年以内		融資利率	金融機関所定利率				信用保証料率	年0.80%		年0.75%			連帯保証人	法人は原則代表者のみ、個人は原則不要					担保	必要に応じ					必要書類	売上等減少に関する市町村長の認定が必要になります。									
売上高等 減少率	20%以上	15%以上	5%以上																																																								
制度名称	セーフティネット保証4号 (略称: SN4号)	危機関連保証 (略称: 危機関連)	セーフティネット保証5号 (略称: SN5号)																																																								
融資限度額	2億8,000万円	2億8,000万円	2億8,000万円																																																								
融資期間	運転10年以内 設備20年以内	10年以内 (うち据置期間2年以内)	運転10年以内 設備20年以内																																																								
融資利率	金融機関所定利率																																																										
信用保証料率	年0.80%		年0.75%																																																								
連帯保証人	法人は原則代表者のみ、個人は原則不要																																																										
担保	必要に応じ																																																										
必要書類	売上等減少に関する市町村長の認定が必要になります。																																																										
要	<p>●主な県制度融資一覧 コロナウィルス感染症関連の主な県制度融資は下記のとおりです。 上記の国の制度融資に県独自の枠組みを設け、よりご利用いただきやすい制度となっています。</p> <table border="1"> <tr> <td>売上高等 減少率</td><td>20、15、5%以上 (危機関連、 SN4、5号)</td><td>20%以上 (SN4号)</td><td>15%以上 (危機関連)</td><td>5%以上 (SN5号)</td><td>3%以上</td></tr> <tr> <td>制度名称</td><td colspan="3">・福島県緊急経済対策資金 「新型コロナウィルス対策特別資金」</td><td colspan="2">・福島県緊急経済対策資金 「外的変化対応資金」</td></tr> <tr> <td>融資限度額</td><td>【実質無利子型】 3,000万円</td><td>8,000万円</td><td>5,000万円</td><td colspan="2">運転 5,000万円 設備 7,000万円</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>10年以内 (うち据置期間 5年以内)</td><td>10年以内 (うち据置期間 1年以内)</td><td>10年以内 (うち据置期間1年以内)</td><td colspan="2">10年以内 (うち据置期間 3年以内)</td></tr> <tr> <td>融資利率</td><td>当初3年間無利子 (固定年1.5%以内)</td><td>固定年 1.5%以内</td><td>固定年1.7%以内</td><td colspan="2">変動 年1.5%以内 固定 年2.0%以内</td></tr> <tr> <td>信用保証料率</td><td>事業者負担ゼロ もしくは1/2(年 0.85%)</td><td>年0.50%</td><td>年0.70%</td><td>年0.65%</td><td>年0.35% ～1.35%</td></tr> <tr> <td>連帯保証人</td><td colspan="5">法人は原則代表者のみ、個人は原則不要</td></tr> <tr> <td>担保</td><td colspan="5">必要に応じ</td></tr> <tr> <td>必要書類</td><td colspan="4">売上等減少に関する市町村長の認定が必要になります。</td><td>売上等減少に 関する資料が必 要になります。</td></tr> </table>					売上高等 減少率	20、15、5%以上 (危機関連、 SN4、5号)	20%以上 (SN4号)	15%以上 (危機関連)	5%以上 (SN5号)	3%以上	制度名称	・福島県緊急経済対策資金 「新型コロナウィルス対策特別資金」			・福島県緊急経済対策資金 「外的変化対応資金」		融資限度額	【実質無利子型】 3,000万円	8,000万円	5,000万円	運転 5,000万円 設備 7,000万円		融資期間	10年以内 (うち据置期間 5年以内)	10年以内 (うち据置期間 1年以内)	10年以内 (うち据置期間1年以内)	10年以内 (うち据置期間 3年以内)		融資利率	当初3年間無利子 (固定年1.5%以内)	固定年 1.5%以内	固定年1.7%以内	変動 年1.5%以内 固定 年2.0%以内		信用保証料率	事業者負担ゼロ もしくは1/2(年 0.85%)	年0.50%	年0.70%	年0.65%	年0.35% ～1.35%	連帯保証人	法人は原則代表者のみ、個人は原則不要					担保	必要に応じ					必要書類	売上等減少に関する市町村長の認定が必要になります。				売上等減少に 関する資料が必 要になります。
売上高等 減少率	20、15、5%以上 (危機関連、 SN4、5号)	20%以上 (SN4号)	15%以上 (危機関連)	5%以上 (SN5号)	3%以上																																																						
制度名称	・福島県緊急経済対策資金 「新型コロナウィルス対策特別資金」			・福島県緊急経済対策資金 「外的変化対応資金」																																																							
融資限度額	【実質無利子型】 3,000万円	8,000万円	5,000万円	運転 5,000万円 設備 7,000万円																																																							
融資期間	10年以内 (うち据置期間 5年以内)	10年以内 (うち据置期間 1年以内)	10年以内 (うち据置期間1年以内)	10年以内 (うち据置期間 3年以内)																																																							
融資利率	当初3年間無利子 (固定年1.5%以内)	固定年 1.5%以内	固定年1.7%以内	変動 年1.5%以内 固定 年2.0%以内																																																							
信用保証料率	事業者負担ゼロ もしくは1/2(年 0.85%)	年0.50%	年0.70%	年0.65%	年0.35% ～1.35%																																																						
連帯保証人	法人は原則代表者のみ、個人は原則不要																																																										
担保	必要に応じ																																																										
必要書類	売上等減少に関する市町村長の認定が必要になります。				売上等減少に 関する資料が必 要になります。																																																						

活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●県内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、売上等が減少している（減少見込み）の事業者 																					
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●お近くの営業店・支店、またはお取引のある金融機関までご相談ください。 <p>【平日】 9時～17時</p> <table border="1" data-bbox="314 399 1503 781"> <thead> <tr> <th></th> <th>電話</th> <th>担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島営業店</td> <td>024-526-1530</td> <td>福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡</td> </tr> <tr> <td>郡山支店</td> <td>024-932-2769</td> <td>郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く）</td> </tr> <tr> <td>白河支店</td> <td>0248-24-0156</td> <td>白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町</td> </tr> <tr> <td>会津支店</td> <td>0242-23-9171</td> <td>会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡</td> </tr> <tr> <td>いわき支店</td> <td>0246-23-3570</td> <td>いわき市</td> </tr> <tr> <td>相双支店</td> <td>0244-23-5105</td> <td>南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>【休日（土・日・祝日）】 9時～17時 総務部 総務企画課 024-526-2331（県内全域のご相談を受け付けています。）</p>		電話	担当地域	福島営業店	024-526-1530	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡	郡山支店	024-932-2769	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く）	白河支店	0248-24-0156	白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町	会津支店	0242-23-9171	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡	いわき支店	0246-23-3570	いわき市	相双支店	0244-23-5105	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡
	電話	担当地域																				
福島営業店	024-526-1530	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡																				
郡山支店	024-932-2769	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く）																				
白河支店	0248-24-0156	白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町																				
会津支店	0242-23-9171	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡																				
いわき支店	0246-23-3570	いわき市																				
相双支店	0244-23-5105	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡																				

制度の名称	大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業
支援の種類	補助等（間接補助・委託）
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●不特定多数の人が集まる飲食店等の業務用施設に対して、換気をはじめとする高効率機器等の導入を支援します。 <p>【実施期間】令和2年度</p> <p>【補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象設備：高機能換気設備、空調設備等 ○補助率 <ul style="list-style-type: none"> ①中小企業が運営する不特定多数の人が利用する業務用施設（飲食店等）：補助率2／3 ②①以外のその他業務用施設：補助率1／2 <p>【委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助事業者等の協力を得て、新型コロナウイルス収束後に、環境や「3密」対策をしている飲食店等の利用客が増加しているかをナッジ（行動変容をそつと後押しする）を活用して検証する事業を実施するとともに、換気・空調・空気清浄設備のさらなる高機能化に向けた評価検証を実施する事業者等
活用できる方	民間事業者・団体等
お問い合わせ	環境省地球環境局地球温暖化対策事業室 電話：03-5521-8355（直通）

制度の名称	公共交通新型コロナウイルス感染防止対策（拡充）事業
支援の種類	補助
概要	<p>①公共交通事業者（バス・第三セクター鉄道事業者）が取り組む以下の感染防止対策に係る経費等を補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両における抗菌、抗ウイルス対策、駅・ターミナルの衛生対策等 ・熱感知カメラ、バス運転席仕切りカーテン隔壁等の設置 ・必要な感染症対策を行った上で車内等の密度を上げないよう配慮した運行に係る経費 等 補助率 1／2 または 1／4 上限4,500千円 <p>②タクシー、自動車運転代行事業者が取り組む以下の感染防止対策に係る経費等を補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両消毒に係る経費 ・運転席と後部座席を隔てる防護スクリーン設置費用 ・運転手の感染防止対策に係る経費 等 補助額 上限10千円/ 1台 <p>※具体的な申請方法等については、決定次第速やかに、HP等で公表します。</p>
活用できる方	<p>①県内に本社を置く一般路線バス事業者のうち市町村を跨ぐ広域路線バス事業者、 県内に本社を置く高速バス事業者、第三セクター鉄道事業者</p> <p>②県内に本社を置くタクシー事業者、福島県認定運転代行事業者</p>
お問い合わせ	<p>福島県庁生活交通課 電話 024-521-7177 電子メール koutsuu@pref.fukushima.lg.jp</p>

制度の名称	福島県ハイテクプラザ使用料・手数料の免除
支援の種類	免除
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●免除する使用料・手数料 <ul style="list-style-type: none"> ○ハイテクプラザで利用できる全ての施設・設備の使用料 ○ハイテクプラザが行う全ての依頼試験の手数料 ※ハイテクプラザ南相馬技術支援センターは手数料のみ免除対象 ●免除期間 令和2年8月3日から令和3年3月31日まで ●申請書類 <ul style="list-style-type: none"> ○免除申請書（様式第7号） ○新型コロナウイルス感染症対策の公的融資制度を利用していることを証する書類（金銭消費貸借契約書の写し等）
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●次のいずれにも該当する事業者 <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている県内中小企業であること ○新型コロナウイルス感染症対策の公的融資制度を利用していること
お問い合わせ	<p>福島県ハイテクプラザ 企画管理科 電話：024-959-1736 HP：http://www.pref.fukushima.lg.jp/w4/hightech/news/news-338.html</p>

制度の名称	福島県催事等企画・運営支援事業補助金
支援の種類	補助金
概要	<p>●新型コロナウイルス感染症の影響により中止が相次いでいる催事等が、地域社会・地域経済に大きな役割を果たしている重要性を踏まえ、感染拡大防止対策の適切な確保やオンライン等の代替手段の活用など、新しい生活様式に対応する催事開催の取組を支援する</p> <p>(1)催事等における県産品等活用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 概要 催事等において県産品、県産花き、県産花火の積極的な活用を図る事業 ○ 補助対象経費（催事等で県産品等を活用する場合の経費） <ul style="list-style-type: none"> ①今後実施予定の催事等に、県産品の提供、県産花きのディスプレイ、県産花火の打ち上げを付加するための購入等経費（県外催事等での活用も可とする） ②県内観光地等において広報PR等に活用可能な画像、映像を制作する際に使用する県産品、県産花き、県産花火を購入する経費 ③企画運営費及び県産品、県産花き、県産花火を活用した催事等（県内に限る）の記録映像制作経費、購入した県産品や県産花き、県産花火についての紹介チラシ作成経費、SNS等発信経費 ○ 補助額 事業費の全額 ※県産品等の購入費上限 <ul style="list-style-type: none"> ・県産品・花き各25万円、花火150万円（1事業者あたり各3回まで） ※企画運営費等上限150万円 ○ 補助件数 10企画 <p>(2)オンラインセミナーイベント実施事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 概要 全国的に展示会や商談会、新技術発表等の催事等のオンライン化が進む中で、県内中小企業や商店等を対象にオンラインの参入機会や研究機会確保に寄与するオンラインセミナーイベントを実施するとともに、事後のサポートを行う事業 ○ 補助対象経費（セミナーイベント開催に要する経費） <ul style="list-style-type: none"> ①外部講師料 ②機材借上料 ③会場借上料 ④セミナー参加者に対する事業期間内の事後サポート経費 ⑤その他セミナー開催に必要な経費 ○ 補助率・事業費上限 事業費の1/2 ※事業費上限200万円 ○ 補助件数 5企画 <p>●募集スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> 8月25日（火） 募集開始 9月9日（水） プロポーザル参加申込み期限 9月15日（火） 募集締切（企画提案書締切）
活用できる方	催事等の企画・運営を行う民間事業者（県内に事業所を有する者に限る）
お問い合わせ	福島県企画調整部復興・総合計画課（地方創生担当） 電話 024-521-7809 電子メール chiikisousei@pref.fukushima.lg.jp URL : http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015b/

●農林水産業に関すること

制 度 の 名 称	農林漁業者向け支援等情報
支 援 の 種 類	支援制度の紹介（貸付（融資）、補助、補てん金等）ほか
概 要	<p>●県ホームページに「新型コロナウイルス感染症対策に係る農林水産分野支援等情報」を掲載しています。</p> <p>※掲載先URL https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005b/corona01.html</p> 
活 用 で き る 方	<p>●県内の農林漁業者等</p>
お 問 い 合 わ せ	<p>●福島県農林水産部農林企画課 電話024-521-7319</p>

●建設業に関すること

制 度 の 名 称	建設業法に基づく工事現場への配置技術者の要件緩和
支 援 の 種 類	学校の臨時休業対策
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ●工事現場に配置された監理技術者等が、学校の臨時休業に伴う育児のため短期間工事現場を離れること及び工期途中で交代することを認める。 <p>また、学校の臨時休業に伴う育児のため、建設業者に、公共工事の現場に専任の監理技術者等として配置できる「3ヵ月以上の雇用関係にある技術者」がない場合は、3ヵ月未満の雇用関係にある者の配置を認める。</p>
活 用 で き る 方	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校等に通う子の保護者及びその保護者が勤務する建設業者
お 問 い 合 わ せ	<ul style="list-style-type: none"> ●土木部建設産業室 電話：024-521-7452

(共通)

●各種相談

相談窓口名	新型コロナウイルス感染症の感染疑いのある方の相談窓口
相談内容、概要等	●感染の疑いのある方は、医療機関を受診する前にご連絡ください。
お問い合わせ	●帰国者・接触者相談センター 電話：0120-567-747 毎日（24時間／土日祝日含む）

相談窓口名	新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口
相談内容、概要等	●県の対策や予防法などの相談を受け付けています。
お問い合わせ	●福島県一般相談（センター） 電話：0120-567-177 Fax：024-521-7926 平日 8時30分～21時 土日祝日 8時30分～17時15分 ※耳の不自由な方はファックスでご連絡ください。 ●厚生労働省厚生労働省相談窓口 電話：0120-565653 土日・祝日含む 9時～21時

相談窓口名	新型コロナウイルス感染症に関する「こころ」の相談窓口
相談内容、概要等	●感染症の流行や長期的な自粛生活の中で、ストレスや不安を感じている方は多くおられます。「こころ」の健康についての相談を受けていますので、お気軽にご相談ください。
お問い合わせ	●こころの電話（福島県精神保健福祉センター） 電話：024-535-5560 平日 9時～17時

相談窓口名	福島県社会保険労務士会による無料電話相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用調整助成金等の各種助成金に関する相談 ●有給休暇及び休業手当、休業に関する相談 ●新型コロナウイルス感染症における新たな助成金制度に関する相談など
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●電話：024-526-2270（福島県社会保険労務士会相談窓口） 月～金（祝日を除く）9時～16時

相談窓口名	新型コロナウイルス法律相談全国統一ダイヤル（日本弁護士連合会）
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染拡大に起因する法的な悩みごとについて、弁護士が相談に応じます。 (事業者、非事業者問わず) <p>【受付期間：令和2年4月20日（月）～6月19日（金）】</p> <p>【受付時間：平日正午～午後2時】</p> <p>※日本弁護士連合会の受付専用窓口に繋がり、数日以内の折り返しの電話で法律相談ができます。</p> <p>※実際の相談実施までにお時間をいただく可能性がございますので、あらかじめ御了承ください。</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス法律相談全国統一ダイヤル（全国共通） 電話：0570-073-567 ●オンライン申し込みフォーム https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/coronasoudan/kojin/ (パソコン、携帯、スマートフォン共通) 

相談窓口名	中小企業のためのひまわりほっとダイヤル（日本弁護士連合会）
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染拡大に起因する法的な問題、その他法的問題について、弁護士が相談に応じます。（事業者向け） <p>【受付時間：平日午前10時～正午、午後1時～午後4時】</p> <p>※地域の弁護士会の専用窓口に繋がり、弁護士からの折り返しの電話で弁護士との相談（一部地域を除く）ができます。身近に相談できる弁護士がいない中小企業の方々は是非御利用ください。</p> <p>※実際の相談実施までにお時間をいただく可能性がございますので、あらかじめ御了承ください。</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業のためのひまわりほっとダイヤル 電話：0570-001-240 ※お電話がつながらない場合は、「全国共通電話番号」（0570-073-567）またはオンライン申込みを御利用ください。 ●オンライン申し込みフォーム https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/chusho2015/online/ (パソコン、携帯、スマートフォン共通) 

相談窓口名	人権相談（法務局）
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●差別、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、インターネット（SNS等を含む。）上の書き込みなどの様々な人権問題について、相談を受け付けています。 <p>【受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分】</p> <p>※当分の間、面接による相談は見合わせ、電話又はインターネットでの利用となります。</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●みんなの人権110番【全国共通人権相談ダイヤルです。】 電話：0570-003-110（全国共通・ナビダイヤル） ●子どもの人権110番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。】 電話：0120-007-110（全国共通・フリーダイヤル） ●女性の人権ホットライン【セクシャル・ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話です。】 電話：0570-070-810（全国共通・ナビダイヤル） ●インターネット人権相談受付窓口 https://www.jinken.go.jp/ (パソコン、携帯、スマートフォン共通) 

相談窓口名	女性・男性のための相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●家族・夫婦・友人のこと、学校・職場・地域での悩み、女性・男性・LGBTの生きづらさについての相談、配偶者・恋人からの暴力（DV）についての相談を受け付けています。 ●その他、法律相談、女性のためのカウンセリングを行っています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県男女共生センター相談室（一般相談の面接、法律相談、カウンセリングは要予約） 電話：0243-23-8320 (一般相談) 火・木～日／ 9時～12時、13時～16時 水 / 13時～17時、18時～20時 (法律相談) 第3水曜／13時30分～15時30分（1人30分）（面接のみ） (カウンセリング) 第1金曜／10時～11時（面接のみ） 第3金曜／13時30分～14時30分（面接のみ）

相談窓口名	性暴力等被害救援協力機関 “S A C R A ふくしま”
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●性暴力の被害者に対し、被害直後から総合的な支援をワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るために、産婦人科医療をはじめ心理的支援や法的支援等のコーディネートを行っています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●S A C R A ホットライン 電話：024-533-3940（祝日、年末年始を除く） 月・水・金／10時～20時 火・木／10時～16時

相談窓口名	女性のための相談支援センター
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●女性が抱えるあらゆる悩みへの相談に応じます。 【受付時間：午前9時～午後9時（祝日・年末年始を除く）】
お問い合わせ	電話：024-522-1010

相談窓口名	DV相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者やパートナーから受けている様々な暴力（DV）に関する相談を受け付けています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●DV相談ナビ【最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送されます。】 電話：0570-0-55210（全国共通・ナビダイヤル） ●DV相談+（プラス） 電話：0120-279-889（24時間受付） メール：https://soudanplus.jp/にアクセス（24時間受付） チャット：https://soudanplus.jp/にアクセス（受付時間：正午～午後10時） 

相談窓口名	外国人住民のための相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人住民からの生活相談について、11言語で対応します。 対応言語 英語、中国語、日本語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●実施日時 【英語、中国語、日本語】（相談員による対応） 火～土／9時～17時15分 ※職員の用務により、対応できない場合があります。 【韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語】（通訳員による対応） 木／10時～14時 ※第4、5木曜は事前予約が必要です。 【タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語】 (外部の通訳サービスによる対応) 火～土／9時～17時15分 ●実施場所（来所相談及び電話相談） 福島県国際交流協会（福島県福島市舟場町2番1号 福島県庁舟場町分館2階） https://www.worldvillage.org/ 電話：024-524-1316 FAX：024-521-8308 ※日、月、祝日、年末年始は休業 

相談窓口名	新型コロナウイルス感染症 多言語相談窓口 (特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センター)																					
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●日本に居住・滞在する外国人の新型コロナウイルス感染症に関する不安や相談に対応します。 ●日本におけるコロナウイルス検査の体制、地域の相談窓口などの案内を通し、相談者の疑問や不安に対応します。 ●相談は無料で、通話料のみご負担いただきます。 ●受付期間を延長して、引き続き対応しています。 【受付時間：平日 10時～16時】 																					
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●お問い合わせ先 <table border="1"> <tr> <td colspan="3">相談窓口 03-6233-9266</td> </tr> <tr> <td>月曜日</td> <td>英語・やさしいにほんご</td> <td>韓国語・フィリピン語</td> </tr> <tr> <td>火曜日</td> <td>英語・やさしいにほんご</td> <td>中国語・タイ語</td> </tr> <tr> <td>水曜日</td> <td>英語・やさしいにほんご</td> <td>スペイン語 ベトナム語（第2、第4水曜日のみ）</td> </tr> <tr> <td>木曜日</td> <td>英語・やさしいにほんご</td> <td>中国語</td> </tr> <tr> <td>金曜日</td> <td>英語・やさしいにほんご</td> <td>ポルトガル語</td> </tr> <tr> <td>土日祝</td> <td>英語・やさしいにほんご</td> <td>—</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●下記ホームページに連携情報を掲載しております。 「特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センター」 https://www.amdamedicalcenter.com/ 	相談窓口 03-6233-9266			月曜日	英語・やさしいにほんご	韓国語・フィリピン語	火曜日	英語・やさしいにほんご	中国語・タイ語	水曜日	英語・やさしいにほんご	スペイン語 ベトナム語（第2、第4水曜日のみ）	木曜日	英語・やさしいにほんご	中国語	金曜日	英語・やさしいにほんご	ポルトガル語	土日祝	英語・やさしいにほんご	—
相談窓口 03-6233-9266																						
月曜日	英語・やさしいにほんご	韓国語・フィリピン語																				
火曜日	英語・やさしいにほんご	中国語・タイ語																				
水曜日	英語・やさしいにほんご	スペイン語 ベトナム語（第2、第4水曜日のみ）																				
木曜日	英語・やさしいにほんご	中国語																				
金曜日	英語・やさしいにほんご	ポルトガル語																				
土日祝	英語・やさしいにほんご	—																				

相談窓口名	子どもに関する相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもへの心のケアや子どもの養育について、児童相談所で相談を受けます。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所共通ダイヤル 189にお電話ください。お近くの児童相談所につながります。

相談窓口名	福島県青少年総合相談センター		
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●不安や悩み、様々な困難を抱える青少年やその家族からの相談を受け付けています。 【受付時間：火～土曜日 9時30分～17時30分 祝日、年末年始を除く】 		
お問い合わせ	電話：024-546-0006 メール： soudan-fukushima@gaea.ocn.ne.jp ホームページ： http://fukushima-youth.com		



ホームページ



LINE

相談窓口名	ダイヤルSOS、ふくしま24時間子どもSOS
相談内容、概要等	児童生徒の、感染症を理由としたいじめや偏見等に対する悩みの相談を受け付けています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●ダイヤルSOS（福島県教育センター） 電話：0120-453-141（受付時間：平日10時～17時） ●ふくしま24時間子どもSOS 電話：0120-916-024（受付時間：24時間／土日祝日含む）

相談窓口名	「こころ」の健康相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●眠れないことが続いたり、不安な気持ちになるなど、心の健康面で心配なことがある方は、ご相談ください。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●こころの健康に関するご相談 ・福島県精神保健福祉センター 相談受付時間／月～金（祝日を除く）9時～17時 電話：0570-064-556

相談窓口名	消費生活相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルスに関する下記のような相談や情報提供を受け付けています。 事例1）「行政からの委託で消毒に行く」という電話がかかってきた 事例2）不審なマスク販売広告メールがスマートフォンに届いた 事例3）コロナ対策用品を購入したら、違う商品が届いた など
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県消費生活センター 受付時間：月～金／9時～18時30分、第4日曜／9時～16時30分 電話 024-521-0999

相談窓口名	給付金・豪雨関連消費者ホットライン
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症対策の給付金等に関する下記のような相談を受け付けています。 事例1）市役所を名のる電話で、給付金の申請に必要となるので、銀行口座の番号とパスワードを教えるように言われた。 事例2）給付の代行を装うサイトからサイト費用と事務手続費用を振り込むように言われた。 <p>※7月21日から、令和2年7月豪雨関連の消費者相談も同じ電話番号で受け付けています。 (豪雨関連相談の対象地域：長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県)</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●独立行政法人国民生活センター 受付時間：10時～16時（土日祝日含む） 電話 0120-213-188（全国共通：フリーダイヤル） ※「050」から始まるIP電話からはつながりません。 ※16時～18時までは、国民生活センター（03-3446-1623）で受け付けています。

相談窓口名	消費生活無料法律相談等
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県消費生活センターでは、新型コロナウイルスの影響で、「収入が減少したので、住宅ローンや保険の見直しをしたい」、「今後多重債務に陥らないためにはどうしたらいいのか」など、生活設計について、専門家（ファイナンシャルプランナー）による無料相談を実施しています。 <p>また、抱えてしまった借金や多重債務についての問題なども、法律の専門家（弁護士・司法書士）による無料法律相談を実施しています。</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●ファイナンシャルプランナーによる生活再建等相談 <ul style="list-style-type: none"> ○相談日：原則、毎月第3木曜日 ○相談時間：午後1時～午後5時 ○相談方法：電話相談及び来所相談（事前に予約をお願いします。） ●弁護士・司法書士による法律相談 <ul style="list-style-type: none"> ○相談日：毎週木曜日及び原則毎月第4日曜日 ○相談時間：午後1時～午後5時 ○相談方法：電話相談及び来所相談(司法書士のみ) ※事前に予約をお願いします。 <p>【来所相談の予約/電話相談先】 福島県消費生活センター 相談専用電話 024-521-0999</p>

相談窓口名	事業資金相談ダイヤル
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受け付けています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●事業資金相談ダイヤル（受付時間：平日9時～17時） 電話：0120-154-505 https://www.jfc.go.jp/（日本政策金融公庫） 

相談窓口名	中小企業労働相談所
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●解雇や労働時間、転勤などの労働条件に関すること、勤労者福祉に関すること、雇用に関すること、職場での人間関係の悩み事など労働問題に関する労使からの相談を受け付けています。 相談は無料で、相談内容等の秘密は厳守されます。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●相談時間：平日9時～16時 電話：0120-610-145

相談窓口名	商工関係事業所相談
相談内容、概要等	●新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた県内事業所を対象に、設備資金、運転資金などの資金繰りや経営相談、雇用・就労に関する相談を受け付けています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県経営金融課 電話：024-521-7288 ●福島県雇用労政課 電話：024-521-7290 <p>【受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝を除く）】</p>

相談窓口名	福島県信用保証協会相談窓口																							
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●県内6か所の営業店・支店に「経営相談窓口」を開設し、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者の皆さまからの資金調達や既存借入金の返済猶予・返済軽減などのご相談を受け付けております。 																							
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●特別相談窓口【平日】9時～17時 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"></th> <th style="text-align: center;">電話</th> <th style="text-align: center;">担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">福島営業店</td> <td style="text-align: center;">024-526-1530</td> <td>福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">郡山支店</td> <td style="text-align: center;">024-932-2769</td> <td>郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">白河支店</td> <td style="text-align: center;">0248-24-0156</td> <td>白河市、西白河郡、東白河郡、石川郡浅川町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会津支店</td> <td style="text-align: center;">0242-23-9171</td> <td>会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">いわき支店</td> <td style="text-align: center;">0246-23-3570</td> <td>いわき市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">相双支店</td> <td style="text-align: center;">0244-23-5105</td> <td>南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡</td> </tr> </tbody> </table> ●休日電話相談【土・日・祝日】9時～17時 総務部 総務企画課 024-526-2331（県内全域の相談を受け付けています。） 				電話	担当地域	福島営業店	024-526-1530	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡	郡山支店	024-932-2769	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く）	白河支店	0248-24-0156	白河市、西白河郡、東白河郡、石川郡浅川町	会津支店	0242-23-9171	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡	いわき支店	0246-23-3570	いわき市	相双支店	0244-23-5105	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡
	電話	担当地域																						
福島営業店	024-526-1530	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡																						
郡山支店	024-932-2769	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く）																						
白河支店	0248-24-0156	白河市、西白河郡、東白河郡、石川郡浅川町																						
会津支店	0242-23-9171	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡																						
いわき支店	0246-23-3570	いわき市																						
相双支店	0244-23-5105	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡																						

相談窓口名	農林水産業に関する相談窓口																																																																																																																																				
相談内容、概要等	<p>●農業・林業・水産業それぞれの分野に関する経営相談や支援制度の紹介などを行う相談窓口を開設しております。</p> <p>【受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝を除く）】</p>																																																																																																																																				
お問い合わせ	<p>●お問い合わせ先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">担当部署</th> <th rowspan="2">電話番号</th> <th colspan="3">担当分野</th> </tr> <tr> <th>農</th> <th>林</th> <th>水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県庁</td> <td>農業振興課 024-521-7339</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>林業振興課 024-521-7432</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水産課 024-521-7375</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">県北 農林事務所</td> <td>農業振興普及部 024-521-2604</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊達農業普及所 024-575-3181</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>安達農業普及所 0243-22-1127</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林林業部 024-521-2632</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">県中 農林事務所</td> <td>農業振興普及部 024-935-1301</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>田村農業普及所 0247-62-3113</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>須賀川農業普及所 0248-75-2180</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林林業部 024-935-1361</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県南 農林事務所</td> <td>農業振興普及部 0248-23-1561</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林林業部 0247-33-2121</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">会津 農林事務所</td> <td>農業振興普及部 0242-29-5301</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>喜多方農業普及所 0241-24-5741</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会津坂下農業普及所 0242-83-2116</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>金山普及所 0241-54-2801</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林林業部 0241-24-5731</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">南会津 農林事務所</td> <td>農業振興普及部 0241-62-5644</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南郷普及所 0241-72-2243</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林林業部 0241-62-5371</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">相双 農林事務所</td> <td>農業振興普及部 0244-26-1146</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>双葉農業普及所 0240-23-6473</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林林業部 0244-26-1171</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富岡林業指導所 0240-23-6084</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">いわき 農林事務所</td> <td>農業振興普及部 0246-24-6154</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林林業部 0246-24-6191</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水産事務所 0246-24-6172</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 下記ホームページに関連情報を掲載しております。 「新型コロナウイルス感染症に係る情報（農林漁業者等向け）」福島県農林企画課HP https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005b/corona01.html 					担当部署	電話番号	担当分野			農	林	水	県庁	農業振興課 024-521-7339	○			林業振興課 024-521-7432		○		水産課 024-521-7375			○	県北 農林事務所	農業振興普及部 024-521-2604	○			伊達農業普及所 024-575-3181	○			安達農業普及所 0243-22-1127	○			森林林業部 024-521-2632		○		県中 農林事務所	農業振興普及部 024-935-1301	○			田村農業普及所 0247-62-3113	○			須賀川農業普及所 0248-75-2180	○			森林林業部 024-935-1361		○		県南 農林事務所	農業振興普及部 0248-23-1561	○			森林林業部 0247-33-2121		○		会津 農林事務所	農業振興普及部 0242-29-5301	○			喜多方農業普及所 0241-24-5741	○			会津坂下農業普及所 0242-83-2116	○			金山普及所 0241-54-2801	○			森林林業部 0241-24-5731		○		南会津 農林事務所	農業振興普及部 0241-62-5644	○			南郷普及所 0241-72-2243	○			森林林業部 0241-62-5371		○		相双 農林事務所	農業振興普及部 0244-26-1146	○			双葉農業普及所 0240-23-6473	○			森林林業部 0244-26-1171		○		富岡林業指導所 0240-23-6084		○		いわき 農林事務所	農業振興普及部 0246-24-6154	○			森林林業部 0246-24-6191		○		水産事務所 0246-24-6172			○
担当部署	電話番号	担当分野																																																																																																																																			
		農	林	水																																																																																																																																	
県庁	農業振興課 024-521-7339	○																																																																																																																																			
	林業振興課 024-521-7432		○																																																																																																																																		
	水産課 024-521-7375			○																																																																																																																																	
県北 農林事務所	農業振興普及部 024-521-2604	○																																																																																																																																			
	伊達農業普及所 024-575-3181	○																																																																																																																																			
	安達農業普及所 0243-22-1127	○																																																																																																																																			
	森林林業部 024-521-2632		○																																																																																																																																		
県中 農林事務所	農業振興普及部 024-935-1301	○																																																																																																																																			
	田村農業普及所 0247-62-3113	○																																																																																																																																			
	須賀川農業普及所 0248-75-2180	○																																																																																																																																			
	森林林業部 024-935-1361		○																																																																																																																																		
県南 農林事務所	農業振興普及部 0248-23-1561	○																																																																																																																																			
	森林林業部 0247-33-2121		○																																																																																																																																		
会津 農林事務所	農業振興普及部 0242-29-5301	○																																																																																																																																			
	喜多方農業普及所 0241-24-5741	○																																																																																																																																			
	会津坂下農業普及所 0242-83-2116	○																																																																																																																																			
	金山普及所 0241-54-2801	○																																																																																																																																			
	森林林業部 0241-24-5731		○																																																																																																																																		
南会津 農林事務所	農業振興普及部 0241-62-5644	○																																																																																																																																			
	南郷普及所 0241-72-2243	○																																																																																																																																			
	森林林業部 0241-62-5371		○																																																																																																																																		
相双 農林事務所	農業振興普及部 0244-26-1146	○																																																																																																																																			
	双葉農業普及所 0240-23-6473	○																																																																																																																																			
	森林林業部 0244-26-1171		○																																																																																																																																		
	富岡林業指導所 0240-23-6084		○																																																																																																																																		
いわき 農林事務所	農業振興普及部 0246-24-6154	○																																																																																																																																			
	森林林業部 0246-24-6191		○																																																																																																																																		
	水産事務所 0246-24-6172			○																																																																																																																																	



●その他

制 度 の 名 称	遠隔手話通訳サービス（※福島県聴覚障害者協会実施）
支 援 の 種 類	通訳
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ●聴覚に障がいのある方が帰国者・接触者外来を受診、または入院等が必要になった場合、タブレットやスマートフォン等を使用して、福島県聴覚障害者協会が行う遠隔手話通訳を利用できるサービス。 ・利用時間 月～金（祝日除く） 9時～17時 <p>※ご自身のタブレットやスマートフォン等を使用する場合は、事前にアプリのダウンロードとIDの登録が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Skype（スカイプ） ID : fukushima.zs4 ・FaceTime（フェイスタイム） ID:fukusima.zs4@icloud.com
活 用 で き る 方	・聴覚に障がいがあり、手話ができる方。
お 問 い 合 わ セ	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県聴覚障害者協会 電話：024-522-0681 FAX: 024-563-6228 月～金（祝日を除く） 9時～17時

◎お問い合わせ先一覧

名称	管轄	電話番号	
福島県庁（一般相談（コールセンター））	新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口	0120-567-177	
地方振興局県税部			
県北地方振興局県税部	県税についてお困りの際は、お近くの地方振興局県税部にご相談ください。	024-521-2680	
県中地方振興局県税部		024-935-1235	
県南地方振興局県税部		0248-23-1512	
会津地方振興局県税部		0242-29-5235	
南会津地方振興局県税部		0241-62-5213	
相双地方振興局県税部		0244-26-1123	
いわき地方振興局県税部		0246-24-6024	
保健所			
県保健所（県保健福祉事務所）			
県北保健所（県北保健福祉事務所）	県北地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	024-534-4101	
県中保健所（県中保健福祉事務所）	県中地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0248-75-7800	
県南保健所（県南保健福祉事務所）	県南地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0248-22-5441	
会津保健所（会津保健福祉事務所）	会津地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0242-29-5503	
南会津保健所（南会津保健福祉事務所）	南会津地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0241-63-0302	
相双保健所（相双保健福祉事務所）	相双地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0244-26-1326	
中核市保健所			
福島市保健所	福島市の保健、医療、衛生に関する相談等	024-525-7670	
郡山市保健所	郡山市の保健、医療、衛生に関する相談等	024-924-2120	
いわき市保健所	いわき市の保健、医療、衛生に関する相談等	0246-27-8555	

◎支援情報ナビ

新型コロナウイルス感染症対策推進室（内閣官房）のホームページで、全国の支援情報について公開していますので、あわせてご参照ください。

支援情報ナビ

<https://corona.go.jp/info-navi/>